

# 一関地区広域行政組合管理者・副管理者会議運営規程

平成18年5月25日決定

改正 平成22年8月18日 決裁

平成23年8月25日 決裁

## (趣旨)

第1条 この規程は、一関地区広域行政組合管理者・副管理者会議（以下「管理者等会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 管理者等会議において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 組合の行政運営に係る基本方針の決定に関すること。
- (2) 重要施策及びその基本的な執行計画の決定並びに総合調整に関すること。
- (3) 議会に提出する案件の決定その他議会に係る主要な事項の決定及び調整に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、組合行政運営の重要事項に関すること。

## (管理者等会議の主宰)

第3条 管理者等会議は、管理者が主宰する。ただし、管理者が主宰できないときは、管理者の職務を代理する副管理者が主宰する。

## (出席職員)

第4条 次に掲げる職員は、管理者等会議に出席しなければならない。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者
- (3) 事務局長及び参事
- (4) 事務局次長
- (5) 介護福祉主幹（平泉町の職員に限る。）
- (6) 環境衛生主幹（平泉町の職員に限る。）
- (7) 介護保険課長、地域包括支援センター所長
- (8) 一関清掃センター所長、川崎清掃センター所長及び大東清掃センター所長
- (9) その他必要に応じて管理者が指名する職員

2 副管理者である平泉町長が出席できないときは、副管理者を代理する者として副町長その他副管理者の委任を受けた職員を出席させなければならない。

(管理者等会議の開催)

第5条 管理者等会議は、組合の議会の招集を行う前に開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(庶務)

第6条 管理者等会議の庶務は、総務管理課において処理する。